



生活・環境

▶ごみ

問 町民課環境対策室 ☎38-2653

ごみの分け方・出し方

ごみ袋	区分	種類	出し方
指定ごみ袋	可燃ごみ (もやすごみ)	生ごみ/皮革・ゴム類/草・木など	必ず指定の「もやすごみ袋」に入れて出してください。台所の生ごみは、水をよく切って出してください。
	埋立ごみ	小型家電製品類/金属類/陶磁器類 ガラス類など	資源として利用できるもの(びん・缶・ペットボトルなど)、可燃ごみなどは混ぜないでください。必ず袋に入りきるものだけをごみとして出してください。入りきらなかったごみは「粗大ごみ」として出してください。
無色透明袋	有害ごみ	蛍光管/蛍光球/蛍光灯/乾電池 電球(白熱球)/体温計(水銀)など	LED球・デジタル体温計は埋立ごみへ。充電式(ニカド電池)、ボタン型電池は販売店へ。
	かん類	飲料・食料用かん	水洗いし、つぶさずに出してください。異物や中身が入っている缶や汚れが取れないものは埋立ごみへ。
	びん類	飲料・食料用びん	水洗いし、ふたは必ず外して出してください。化粧品のびん、ほ乳びん、ガラスのコップは埋立ごみへ。
	ペットボトル	飲料・酒・調味料など ペットボトルマークのあるもの	中を洗って、ふた・ラベル(プラスチック類)を外して出してください。マークがついていてもボトル状でないものは、プラスチック製容器包装へ。洗えないもの、汚れの落ちないものは可燃ごみへ。
	プラスチック製 容器包装	プラマークがついているもの	トレイ類(白色以外のもの)、ボトル類などプラマークがついているものが対象。ささっとすすいで十分に水切りしてください。プラマークのないもの、容器や包装以外のプラスチック類は埋立ごみへ。洗えないもの、汚れの落ちないものは可燃ごみへ。
	発泡スチロール	食品用トレイ(白色のもの)/ 保冷用・固定用発泡スチロールなど	洗って、十分に水切りしてください。袋に入らない大きさのものは、小さく砕いてから袋に入れてください。ひもで縛って出さないでください。汚れの落ちないものは可燃ごみへ。
古紙	新聞/雑誌/段ボール/紙パックなど	種類別にひもで十字に縛って出してください。	

■ 廃食用油・小型家電

本庁・各支所・町見出張所に専用のリサイクルボックスを設置しています。

■ 粗大ごみ

町指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみになります。粗大ごみは一般廃棄物最終処分場へ自分で直接持ち込むか、町指定業者に収集を依頼してください。

※手数料が発生します。

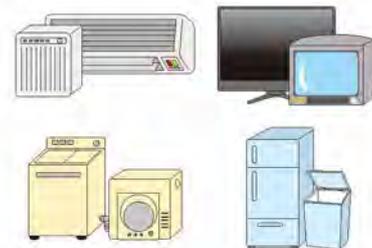
最寄りのごみステーションへ出す場合は、町民課または各支所へお問い合わせください。

■ 家電4品目

エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機の家電4品目は町で収集していません。家電製品小売店や一般廃棄物処理許可業者に引き取りを依頼してください。

家電リサイクルの詳細については、「家電リサイクル券センター」のホームページを参照ください。

ホームページ→<https://www.rkc.aeha.or.jp/>



広告

伊方町指定 一般廃棄物(粗大ゴミ)収集運搬許可
 八幡浜市 一般廃棄物収集運搬許可(可燃ゴミ可燃物)
 大洲市 一般廃棄物収集運搬許可(家電リサイクル)

宅配 取扱い



FREE STYLE
フリースタイル株式会社

愛媛県西宇和郡伊方町仁田之浜56

tel / fax

0894-38-1500



分別ができていないと、収集できません

分別ができていなかったり、収集日が違う日にごみが出されていたりした場合、このようなシールがごみや袋に貼り付けてあります。ごみ分別ガイドブックを参考に、適正な分別をお願いします。



ごみの収集日は各地区で異なります。ごみ収集カレンダーでご確認ください。

※ごみ収集カレンダーは毎年2月末に各世帯へ配られます。



野焼き(ごみの野外焼却)は禁止

一部の例外を除き野焼きは禁止されています。野焼きをする際は、事前に消防署へ届出が必要ですが、火災との誤解を防止するためのものであり、野焼きを許可するものではありません。野焼きは犯罪で、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金です。

▶ 犬の登録・狂犬病予防接種

問 町民課環境対策室 ☎38-2653

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届け出、登録事項変更の届け出は必ず行ってください。

犬を飼ったら	予防接種	犬が死亡したら
<p>登録は犬の生涯に一度です 生後90日を経過した日から</p>	<p>年1回 (3月2日～翌年3月1日まで) 予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。</p>	
<p>な91犬が生後90日以上になったら</p> <p>手続きができる場所</p>		
<p>1 伊方町役場・各支所 2 狂犬病予防注射集団接種会場(毎年4月～5月の間に実施)またはお近くの動物病院もしくは獣医師</p>	<p>1 狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。</p>	<p>伊方町役場・各支所</p>
<p>登録を申請 鑑札の交付</p>	<p>狂犬病予防注射 狂犬病予防注射済票交付の手続き</p>	<p>死亡届出書を提出</p>
<p>登録手数料 3,000円</p>	<p>交付手数料 550円</p>	<p>必要なもの 鑑札・注射済票</p>
<p>飼い主が変わった・引っ越した 登録事項の変更届出書を提出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●伊方町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。 ●犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。 	

建物・土地・景観

問 建設課建設管理室 ☎38-2656

〈新築・増築するとき〉

町内で建物を新築、増築する場合は届け出が必要です。なお、建物用途や構造、規模によっては、確認申請書の提出が必要です。

〈建物を解体するとき〉

床面積が80㎡以上の建物を解体する場合は、工事を始める7日前までに届け出が必要です。なお、木造の空き家で町が認定した危険家屋の場合、解体費用の一部が補助されます。

〈土地を造成するとき〉

町内の一部に指定されている宅地造成工事規制区域内で宅地を造成する場合、県知事の許可や届け出が必要となることがあります。

〈景観を守るために〉

町内で景観に影響を与える恐れのある大規模行為※を行う場合は、町への届け出が必要です。
※大規模行為とは、大規模な建物の建築や土石の採取のことです。

〈土地取引をするとき〉

次の面積以上の土地取引(売買など)を行う場合は、契約締結後2週間以内に県知事への届け出が必要です。

- 都市計画区域…………… 5,000㎡以上
- 都市計画区域外…………… 10,000㎡以上

〈屋外広告物を表示・設置するとき〉

町内に屋外広告物(看板など)を表示または設置するときは、自己の所有する土地や建物でも、「屋外広告物法」や「愛媛県屋外広告物条例」などの規定により、町の許可が必要です。

▶上水道

問 上下水道課上水道室 ☎38-2663

水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

水道の利用開始と中止



引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合

開始(開栓)届の提出

水道の利用
を
開始

【必要なもの】
・手数料

町外への転出、転居の場合

中止(閉栓)届の提出

水道の利用
を
中止



引っ越しの日の1週間前を目安に、
まずは上下水道課上水道室に電話連絡を…

下記の必要事項についてお伝えください。

- ①住所・氏名
- ②利用開始予定日
- ③電話番号
- ④支払方法
(口座振替の場合別途書類)



⚠ 届け出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

- ①検針番号
(「請求書」「ご使用水道料のお知らせ(検針票)」に記載されています。)
- ②現住所・契約者氏名・電話番号
- ③引っ越し予定日
(最後に使用する日)
- ④引っ越し先の住所・電話番号
- ⑤精算方法
(口座振替、納入通知書)

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 検針をする1か月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、基本料金に当該従量料金を加算した額を請求します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、下水道使用料とあわせ1か月に1回となっています。下記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 町役場・支所・出張所
- 2 伊方町上下水道課
- 3 取扱金融機関

伊予銀行・愛媛銀行・西宇和農業協同組合・愛媛県信用漁業協同組合連合会

料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです！

上記金融機関または郵便局にてお申し込みください。

お支払日は25日です。25日が土日、祝日の場合は翌営業日になります。

必要なもの：通帳、届出印鑑

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。



すぐに伊方町指定の水道業者へ修理を依頼してください。

広 告

LPガス
石油類 販売・修理

(同)中村商店

愛媛県西宇和郡伊方町九町1-534-5
TEL (0894)39-1616
FAX (0894)39-0514

浄化槽清掃・し尿くみ取り

有限会社
三崎安全衛生社

代表取締役 是澤 幸忠

伊方町川之浜2283-1
0894-53-0210

伊方町高浦325
0894-54-0752

▶下水道

問 上下水道課下水道室 ☎38-2654

衛生的で快適な暮らしを提供します。

汚水(台所・浴室等)は未処理(BOD濃度32g)のまま水路等へ放流しているため、海域等の汚染を引き起こす恐れがあります。しかし、下水道や浄化槽へ接続し汚水を処理することにより、BOD濃度を約10分の1まで減少させることができます。

下水道事業

■処理区域

伊方処理区、九町処理区、田之浦処理区、豊の浦処理区、大成処理区、鳥津処理区、佐田岬頂上開発処理区

■概要

家庭からの汚水を下水道へ流すために、町が宅地内に公共汚水ますを設置しています。公共ますの流入口までは個人で維持管理をお願いします。

■使用料

下水道使用料は、下水道施設の維持管理に必要な費用をいただくもので、使用水量に応じて算定されます。上水道と一緒に1か月ごとに請求します。

浄化槽事業

■処理区域

下水道区域外の町内全域

■概要

家庭からの汚水を戸別に処理し公共水域へきれいな水を放流します。また、浄化槽は町にて施工するため、自己負担が軽減されます。

※右図参照

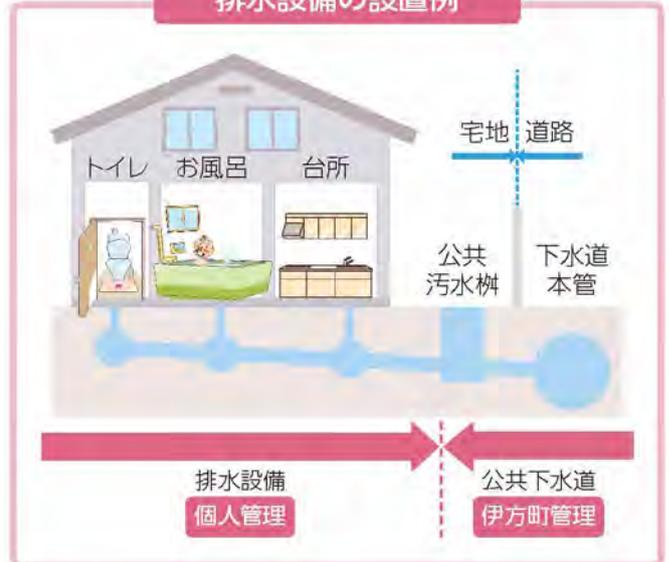
■使用料

浄化槽の使用料は、施設の維持管理に必要な費用をいただくもので、延べ床面積などで人槽ごとに定められており、1か月ごとに請求します。

区分	金額(税抜)
5人槽	3,300円
7人槽	3,800円
10人槽	4,500円



排水設備の設置例



浄化槽設置工事負担図



下水道・浄化槽に流してはいけないもの

- 水に溶けない紙類 例:生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、ウェットシート等
- 布類 例:モップ、雑布、タオル、下着等
- 残飯 例:廃食用油、エンジンオイル等
- 油類



接続申請等の問い合わせ

- 町指定工事店へ申し込みをお願いします。指定工事店が町へ申請を行います。